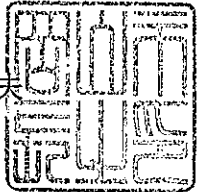


岡 開 発 第 1 4 7 号
令 和 4 年 1 月 6 日

岡山県建設業協会 御中

岡山市長 大森 雅夫



「岡山市開発行為の許可基準等に関する条例」の一部改正に
伴う広報周知について（依頼）

平素より本市の開発行政につきまして、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、都市計画法第34条第11号に基づく「岡山市開発行為の許可基準等に関する条例」について一部改正し、令和4年4月1日から施行することとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様にご周知いただきたく、ご多忙の折誠に恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

＜連絡先＞

岡山市 都市整備局

住宅・建築部 開発指導課

電話番号 086-803-1451、-1452（直通）

「岡山市開発行為の許可基準等に関する条例」の一部改正について

問合せ先・・・開発指導課（０８６－８０３－１４５１、－１４５２）

● 改正理由

都市計画法が、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、市街化調整区域内の災害リスクの高い区域で住宅等の開発許可を厳格化するよう改正（令和２年６月１０日公布、令和４年４月１日施行）されたことを受け、「岡山市開発行為の許可基準等に関する条例」の一部を改正することとなりました。

● 主な改正内容

条例で指定する区域から都市計画法施行令第２９条の９各号（令和４年４月１日施行）に規定された災害危険区域等を除外する旨を追記

<災害危険区域等>

- ① 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域
- ② 地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域
- ⑤ 特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域
- ⑥ 水防法第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ⑦ 前各号に掲げる区域のほか、都市計画法施行令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域

なお、⑥の想定浸水深については、水深３．０ｍ以上（計画規模降雨に基づく想定浸水深）とします。

令和３年１２月に改正した条例は、令和４年４月１日から施行し、新基準は同日以後の都市計画法第２９条第１項、法第４２条第１項ただし書及び法第４３条第１項本文の許可申請（本申請）並びに施行日以後に行われる法第２９条第１項の許可に係る法第３５条の２第１項本文の許可（変更許可）から適用することとなります。

旧条例による基準が適用される許可申請（本申請）は、令和４年３月３１日まで受け付けます。翌日４月１日の申請になりますと、改正した条例が適用となりますのでご注意ください。

詳しくは開発指導課窓口でお問い合わせください。